### 平成30年度第2回高知県大規模小売店舗立地審議会議事録

作成者 経営支援課 國藤

- 1 開催日時 平成30年11月19日(月)午後2時00分~午後2時40分
- 2 開催場所 高知城ホール 2 F 「やまもも」
- 3 出席者 産田節雄、松本伸介、楠瀬路易子、久武正義、西村澄子他7名【岡村課長補佐・長岡チーフ・國藤(経営支援課)、内田主査(環境対策課)、清水チーフ(都市計画課)、藤沢次長・森口係長(交通規制課)】

#### 4 議事

【法第5条第1項 新設案件】

案件1 株式会社ウイルの届出に関する審議について (名称)高知蔦屋書店【新設】

#### 【議事録】

#### (委嘱状の授与)

平成30年10月1日から平成32年9月30日まで大規模小売店舗立地審議会委員として 就任していただいた5名の先生方に、岡村課長補佐より委嘱状の授与が行われた。

## (会長の選出)

高知県大規模小売店舗立地審議会条例(以下「条例」という。)第5条第1項の規定により審議会の会長は、委員の互選により定めることとなっており、産田委員に引き続き会長をしていただくことが決定した。

#### (職務代理人の指名)

条例第5条第3項の規定に基づき、会長による指名で職務代理人を選任するため、事務局より会長に指名をお願いした。

産田会長による指名で、松本委員を職務代理人として決定した。

# (審議)

定刻となり岡村課長補佐の司会により、平成30年度第2回高知県大規模小売店舗立地 審議会を開催した。 岡村課長補佐が、本日の会議は委員5名全員が出席しており、条例第6条第3項に規定する1/2以上の出席を満たしている旨の報告を行った。

次に、本日の議題について説明を行った後、議事の進行を条例第6条第2項の規定により、本日の議長となる産田会長に引き継いだ。

産田会長が審議に先立ち、楠瀬委員と西村委員の2名を本日の議事録署名人として指名 し、本人及び会の承諾を得た。

産田議長が、事務局に対して、議事次第1の「高知蔦屋書店」における株式会社ウイルの 大規模小売店舗立地法第5条第1項新設の届出について説明を求め、事務局が「高知蔦屋書店」について、資料説明を行った。

\_\_\_\_\_\_

委 員

出店趣意書に、"食を中核とした市場のようなにぎわいを目指した地域密着型の大型複合書店として計画しています"とあり、テナントに飲食が入るということだと思いますが、排水など飲食がテナントとして入るような設備になっているのでしょうか。また駐車場が道路を隔てて向こう側にあることについて、店舗へ来る際に、そのまま道路を渡ってしまうと少し危険であると思われるので、その辺はどう対応されるのか教えてもらいたいと思います。

事務局

駐車場の件については、西側交差点に横断歩道がありますので、そちらを渡っていただくようにするため、駐車場2・3の出入口付近に、店舗へ行く際には西側交差点の横断歩道を使用し、向こう側へ渡るよう誘導する看板を設置するようにします。

設置者

飲食のテナントが入る件については、1階と3階に飲食のテナントが入っていただくようになっており、給排水などの必要な設備については設置させていただいております。

委員

何が入るか目処は立っているのでしょうか。

設置者

もう目処は立っております。

委員

事前にいくつか質問させていただいており、そのうちの1つとして、ひと にやさしいまちづくり条例について、県の建築指導課等へ確認や相談をさ れているのか聞いたところ、既存建物の用途変更であるため、届出は不要とのことでしたので、特に相談もいらないという状況ですが、ただこのように大きい施設なので、まちづくり条例そのものが用途変更に対して対応ができていないといことが、自分も初めて分かったので、この件は高知県の方で、もう少し考えていただけたらと思います。なぜなら、介護案内板・インターホンが西側の出入口に設置されていることについて、場所で言えば個人的には、歩道のある北側の出入口にあった方がいいのではと思ったため、質問させていただいたのですが、届出は不要だったということでしたので。この件について、高知県さんから何か一言いただければ。

事務局

条例の不備とまではいえないと思いますが、関係部署へ、こういう話があったことについて、こちらからお知らせさせていただきます。

委員

この既存建物は築何年なのかということも、質問させていただいておりましたが、昭和55年3月18日に完了検査済で築38年ということで、これは既存不適格建築物ということだそうで、耐震性については、今の基準法よりは低いということになっております。人がたくさん来るところになると思いますので、どうなのかなとも思ったんですが。

設置者

法的には既存不適格建築物ということにはなっておりますけれども、現在 の耐震基準にあわせるかたちで補強工事というのもやっておりますので、 そのまま使っているわけではありません。

委員

既存不適格を解消ということではないのか。

設置者

解消までは至っていないですけれども、耐震性について現在の基準で耐えられるところまでは対応させていただいております。

委員

それはウイル側としてということですか。

設置者

そうです。

委員

夜間の最大値に関して、超過している地点のうち、A'については夜間の基準が50dbに対して、予測結果が60db以上ということで、これの要因としては出入口2の近くの荷さばき車両のエンジン始動音ということで、瞬間的なものにはなりますが、荷さばき車両の出入りが朝方4時から6時と

いう時間帯であるため、伴奏音が静かな中で 60 d b に跳ね上がるというのは少し気にはなる点ではあります。民地側では収まっているということなので、この点ではいいのかもしれませんが、可能であれば、荷さばき車両のドライバーの方や管理される側の方で、少しご配慮いただけたら嬉しいなと思います。最終的には苦情等が発生した場合は随時対応していただけるということですので、お任せしたいと思います。

委 員

防災関係のことについてですが、津波を伴う災害が起きた場合には、高知市 指定緊急避難場所へ誘導するとありますが、日頃から従業員は指定緊急避 難場所を把握・共有されているのかということが大事になってくると思い ます。また地域の防災訓練などに積極的に事業者として参加されたりなど して防災意識を高めていただけたらと思います。あと、届出書に、防災対策 についてもう少し具体的に対応を記載していただけたらと思います。まず は従業員の方と実際に災害が起きたときどうするのかを確認し合っておく ことが大事であると思います。

事務局

高知県は今後、南海トラフ地震を控えておりますので、届出様式についても、 防災対策について具体的な内容を記載していただけるように様式を変更さ せて頂きたいと思います。

産田議長より各委員に対し、これまでの審査を踏まえて、資料に示されている検討結果の 案について意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

以上により、産田議長が閉会を宣言し、本日の審議会を終了した。